

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 子の看護休暇の取得要件を緩和するとともに、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

① 休暇を取得できる事由の拡大

これまでは、疾病又は疾病の予防のためという理由以外認めていなかったが、改正後は、学級閉鎖に伴う子の世話、入学、卒業等の各種学校の式典の際にも取得できるように拡大する。

② 子の年齢要件の延長

これまでは、9歳に達する年の3月31日まで（小学校3年生以下）としていたが、改正後は、中学校入学前まで延長する。

③ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、事業主に義務付けられた仕事と育児の両立支援制度に準じた取り扱いをするもの。具体的には以下の通り。

- ・ 所定の要件を満たした職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度を周知する、制度利用を申し出た場合にはその意向を確認する、仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出の意向を確認するための措置を取ることを義務とする。

3 施行期日

- ①② 公布の日
- ③ 令和7年10月1日

令和 7 年 5 月 28 日
総務部人事課作成

酒田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 仕事と生活の両立支援の拡充をはかるため、育児時間の取得パターンを多様化するもの。

2 改正の概要

育児時間の取得パターンの多様化

これまでの、1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき人事院規則で定める時間（10 日相当）の範囲内の形態を設け、職員が選択できるようにする。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

酒田市税条例の一部改正について

1 経過及び改正の理由

令和 7 年度の税制改正により地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、酒田市税条例の一部を改正するもの。

なお、令和 7 年 4 月 1 日から直ちに適用する必要があるものについては、先に専決処分している。

2 主な改正内容及び施行年月日

（１）個人住民税関係

- ・大学生年代の子等を対象とする特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備
年齢 19 歳以上 23 歳未満の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に逡減する仕組みとする。（令和 8 年 1 月 1 日）

（２）たばこ税関係

- ・加熱式たばこの課税方式の見直し
現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する仕組みとする等の見直しを行う。
（令和 8 年 4 月 1 日）

（３）その他

- ・公示送達制度の見直しに伴う規定の整備
公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示することで行っている公示送達の方法について、インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、従来どおりの市の掲示場または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことができるようにする。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日※）

※公布の日（令和 5 年 4 月 1 日）から起算して 3 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日（未決定）

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正により、育児と仕事を両立しやすくするため、部分休業制度の拡充が行われたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

酒田市職員の育児休業等に関する条例の部分休業の取得パターンを 1 日につき「2 時間を超えない範囲内」に加え、「1 年につき 1 0 日を超えない範囲」を新たに設け、職員の選択肢が増えるようにする等、人事課所管の改正と連動しながら、以下のとおり上下水道事業企業職員の部分休業の取得パターンを整理するものです。

【現行】1 日の勤務時間の一部	【改正後】1 日の勤務時間の <u>全部</u> 又は一部
1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないこと	① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないこと ② <u>1 年につき 1 0 日を超えない範囲内で勤務しないこと</u> ※職員は①②のいずれかを選択して取得可能

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の
一部改正について

1 条例の改正理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

布設工事監督者及び水道技術管理者の人材の確保が困難となっていることから、学歴及び学科、実務経験年数などの資格要件が改められました。

■ 布設工事監督者の資格要件の主な改正内容

分類			技術上の 実務経験※
大学卒業 () 内は、大学院にて1年 以上衛生工学若しくは水 道工学に関する課程を専 攻した場合	土木工学科又は これに相当する 課程	衛生工学又は 水道工学を履修	2年以上 (1年以上)
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上)
	機械工学科・電気工学科又は これに相当する課程		4年以上 (3年以上)
短期大学卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	5年以上	
高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	機械工学科・電気工学科又は これに相当する課程	6年以上	
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	7年以上	
	機械工学科・電気工学科又はこれに 相当する課程	8年以上	
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択		1年以上
1級土木施工管理技士 検定合格	—		3年以上

※ 1 簡易水道事業の場合は、必要年数は半分とする。

※ 2 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有す

ること。残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験も算入することを可能とする。

■ 水道技術管理者の資格要件の主な改正内容

分類		技術上の 実務経験※
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道事業は除く）		不要
大学卒業	土木工学	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目 又はこれらに相当する学科目	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目 並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	5年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目 又はこれらに相当する学科目	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目 並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	7年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目 又はこれらに相当する学科目	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目 並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程を修了		不要
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理 技士検定合格	—	3年以上

※1 簡易水道事業と1万m³/日以下の専用水道の場合は、必要年数は半分とする。

3 施行期日
公布の日から

令和 7 年 5 月 2 8 日
教育委員会企画管理課作成

請負契約の締結について
(鳥海小学校屋内運動場改修工事 (建築工事))

1. 工 事 名 鳥海小学校屋内運動場改修工事 (建築工事)
2. 工 事 場 所 酒田市本楯字前田 94 番地の 1
3. 仮 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札 (総合評価落札方式)
4. 仮 契 約 年 月 日 令和 7 年 5 月 1 9 日
5. 仮 契 約 金 額 1 8 5, 9 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
6. 仮契約の相手方 酒田市下安町 41 番地の 1
株式会社丸高
代表取締役 横瀬 夏樹
7. 工 期 契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日

様式第 1 号

仮 契 約 書

- 1 契約の目的 鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）
- 2 契約金額 185,900,000 円
- | | | |
|----|------------------|---------------|
| 内訳 | 工事代金 | 169,000,000 円 |
| | 取引に係る消費税額及び地方消費税 | 16,900,000 円 |
- 3 履行期限 令和 8 年 2 月 27 日

上記について、酒田市長 矢口 明子と株式会社丸高 代表取締役 横瀬 夏樹は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び酒田市契約及び財産に関する条例第 2 条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書 1 通を作成し、双方記名押印の上、これを株式会社丸高 代表取締役 横瀬 夏樹が保有する。

令和 7 年 5 月 19 日

発注者	所在地	酒田市本町二丁目 2 番 45 号
	氏 名	酒田市長 矢口 明子

受注者	住所又は所在地	酒田市下安町 41 番地の 1
	氏名又は名称	株式会社丸高
	代表者氏名	代表取締役 横瀬 夏樹

入 札 調 書

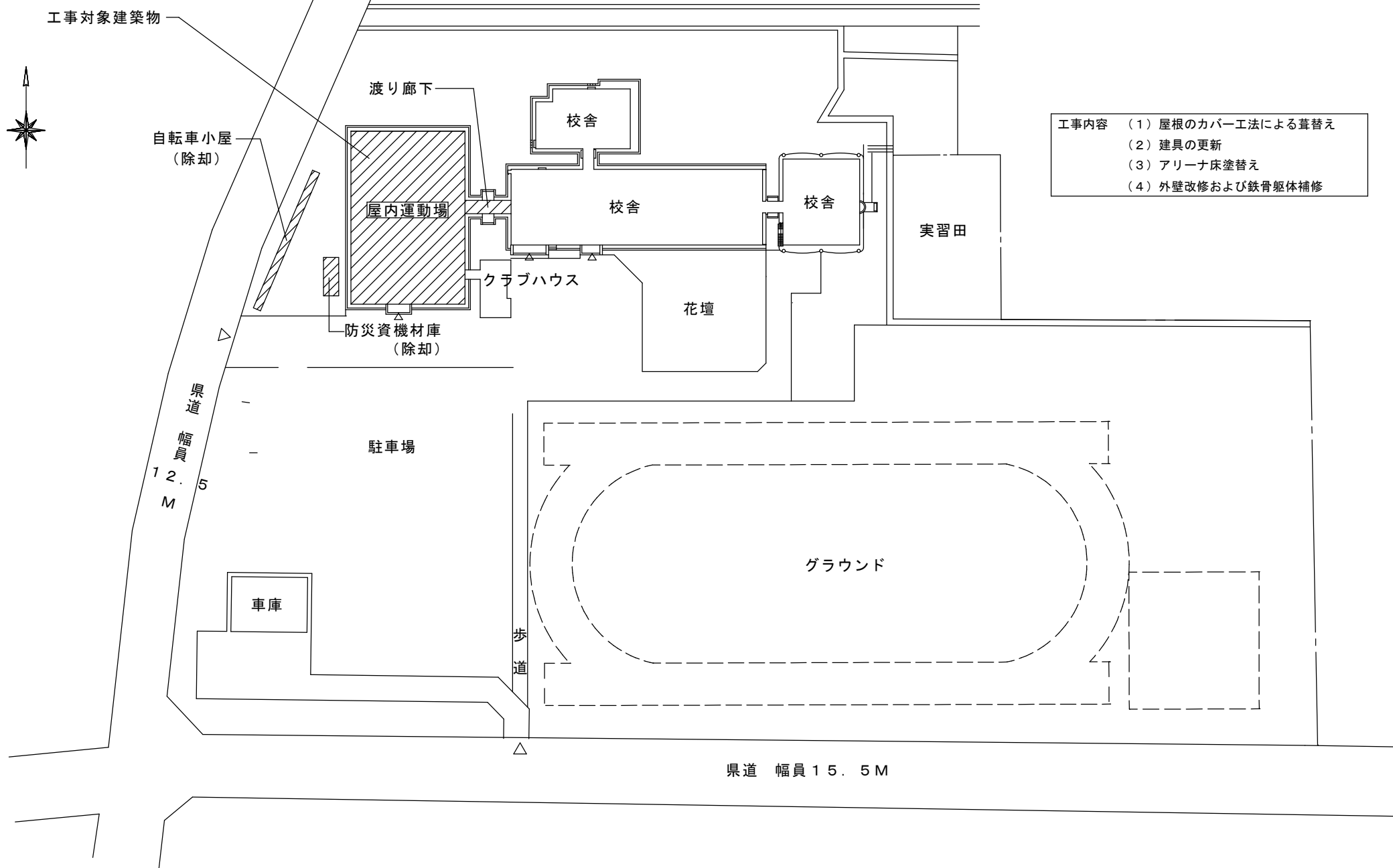
予 定 価 格	176,490,000 円
調査基準価格	円
基準評価値 (標準点/予定価格×1百万円)	0.566

入札立会者 課長補佐 奥山 慎二

[illegible]

- (注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。(円未満切捨て)
2 評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は判定できる桁まで表示する。
3 入札参加者の評価値算出において、入札価格が調査基準価格を下回る場合は調査基準価格を用いて算出する。
4 本案件は、総合評価落札方式で、開札後に落札候補者ののみについて、自己評価点を上限値とした技術資料の審査を行う事後審査方式です。このため、「技術資料審査」欄の表記内容は右の表のとおりです。

表 記	技術資料審査
○	審査の結果加算点に修正なし
×	審査の結果入札参加資格なし
※	審査の結果加算点を修正
空欄	未審査
申請書なし	自己評価申請書 未提出



令和 7 年 5 月 2 8 日

教育委員会学校教育課作成

物品の取得について（スクールバス）

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | スクールバスの購入 |
| 2 | 取得物品 | 中型バス 2 台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 取得の金額 | 3, 7 0 6 万 6 0 円 |
| 5 | 取得の相手方 | 酒田市北浜町 2 番 8 9 号
株式会社庄交コーポレーション
酒田地区総括部長 阿 部 紀 久 |
| 6 | その他 | 松山地区及び平田地区で運行している小・中学校の
スクールバスをそれぞれ更新します。 |

仮 契 約 書

- 1 契約の目的 スクールバスの購入
- 2 数量 2 台
- 3 契約金額 37,060,060円

内訳	売買代金	33,500,000円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	3,350,000円
	自動車重量税	82,000円
	自動車損害賠償責任保険料	24,100円
	リサイクル料	86,380円
	預かり法定費用	17,580円

- 4 納入期限 令和8年3月25日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と株式会社庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久が保有する。

令和7年5月13日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏 名 酒 田 市 長 矢 口 明 子

受注者 住所又は所在地 酒田市北浜町2番89号

氏名又は名称 株式会社庄交コーポレーション

代表者氏名 酒田地区総括部長 阿部 紀久

物品入札調書

9:10
第 241 号

1. 所 属 年 度 令和7年度
2. 入 札 年 月 日 令和7年5月13日 執行
3. 名 称 スクールバスの購入
4. 納 品 場 所 平田総合支所・松山総合支所
5. 執 行 者 契約検査員 佐々木 豪
6. 執 行 立 会 者 主事 城戸 克哉

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする(円未満切捨て)

8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	荘内自動車工業㈱ 代表取締役 阿部 富美子 TEL 23-5855	34,000,000			
2.	棚庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久 TEL 33-2270	33,500,000	決定		
予定価格 (消費税増額及び地方消費税額を含まず。)					円

本件は、酒田市議会の議決（可決）があつた後に、正規の契約を締結するものです。

入 札 公 告

対面 条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に基づき公告する。

令和7年4月23日

酒田市長 矢口 明子

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 物品の名称 | スクールバスの購入 |
| (2) 数 量 | 2台 |
| (3) 仕 様 等 | 別添仕様書等による |
| (4) 納入期限 | 令和8年3月25日 |
| (5) 納入場所 | 平田総合支所・松山総合支所 |
| (6) 入札方法 | 総価により行う |
- 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）及び下記を加算した金額をもって落札価格とする。
- ①自動車重量税
 - ②自動車損害賠償責任保険料
 - ③リサイクル料金
 - ④預かり法定費用

2. 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(1)の説明⇒法的な禁止措置を受けていないものをいう。
- (2) 酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
(2)の説明⇒入札参加資格審査日(一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日)から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 本告示日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(酒田市条件付き一般競争入札説明書(物品、役務、賃貸借)参照)
- (4) 本告示日の前日までに、酒田市契約規則(平成17年11月1日規則第58号。)第27条第3項に規定する令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿において、【物品】の【業種№16(車輛・重機)・細目№2(大型自動車)】に登載されていること。
(4)の説明⇒令和7・8年度酒田市競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に上記の業種を希望し、その内容が、本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に登載されていることをいう。
- (5) 酒田市内に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任を受けていること。
(5)の説明⇒本社に関しては、酒田市内に本社を有することが、営業所等に関しては、本社より入札に係る権限の委任が書面による委任状によってなされ、その内容が、この本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に登載されていることをいう。

3. 入札参加資格確認申請

- ①入札に参加を希望する者は、申請書類を下記のとおり郵送し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない（FAX不可）。
②返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼る）を同封すること。
③ただし、市内に本社・営業所等を有する者に限り、申請場所への持参を可とする。
④入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。

- (1) 申請期間 令和7年4月23日(水)から 令和7年5月8日(木)正午まで(必着)
(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請最終日は正午まで。)
- (2) 申請場所 酒田市総務部契約検査課(市役所2階)
酒田市本町二丁目2番45号(電話 0234-26-5708)
- (3) 申請書及び添付書類 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1号)
② 同上申請書の写し(受領証用)
③ 同等品で応札する場合は「同等品協議書」の写し
※ 令和7年5月7日(水)正午まで発注担当部に「同等品協議書」及び現物等を提出し、
確認を受けてください。費用は申請者の負担とする。
⇒ 資格確認結果は、令和7年5月8日(木)までに通知します。申請したにもかかわらず万一通知が届かない場合は令和7年5月9日(金)正午までに連絡ください。

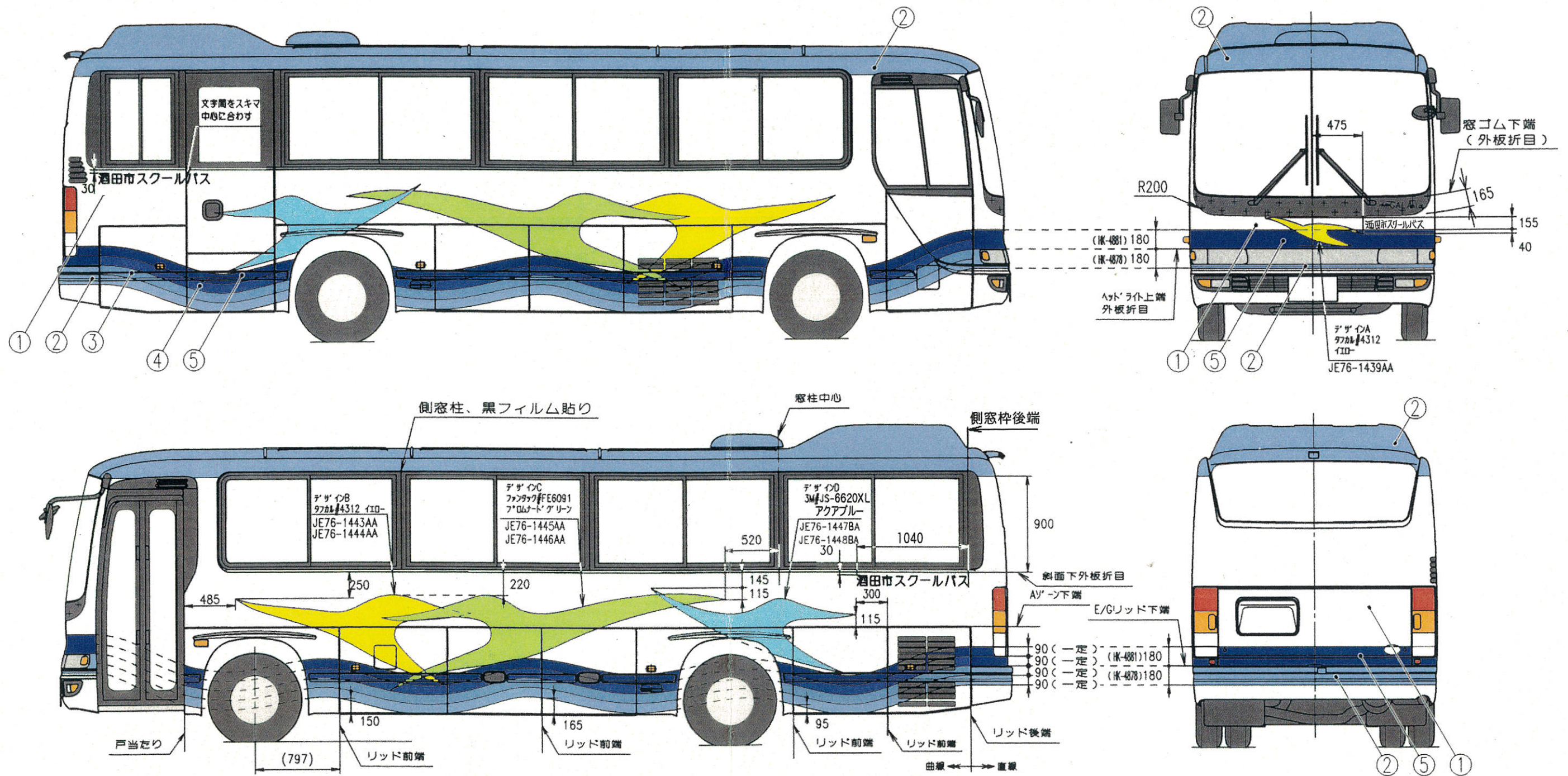
- (6) 担当部局等
- ① 契約に関する事務を担当する部局
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708）
（FAX 0234-26-5738）
- ② 仕様書に関する事務を担当する部局
酒田市教育委員会学校教育課（市役所6階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5776）
（FAX 0234-23-2257）

スクールバス 仕様書

納入先	平田総合支所、松山総合支所
納品期限	令和8年3月25日
台数	2台

項 目	規 格
車種	中型バス
乗車定員(補助席を含む)	45人(固定席37、補助席7、運転席1)
扉	自動前扉(折戸)
総排気量	5000～6000L程度
最高出力 kw[PS]/rpm(ネット値)	160～180 [220PS以上] / 2,000程度
トランスミッション	6速AMT
車輦寸法 全長	8990mm程度
車輦寸法 全幅	2340mm程度
車輦寸法 全高	3000mm～3100mm程度
車輦寸法 ホイールベース	4490mm程度
客室内寸法 長さ	7750mm～8000mm程度
客室内寸法 幅	2100mm～2150mm程度
客室内寸法 高さ	1900mm～2000mm程度
最低地上高	190mm～210mm程度
駆動方式	後輪駆動
タイヤ	6本(ホイール付き、スチール可) 現年度生産品で国内産製品に限る。
燃料	軽油
燃料タンク容量	130～190L程度
乗車ステップ	2段ステップ
【その他 仕様】	
客室形状	補助席を降ろして5人並び7列+4人並び1列+後部座席5人並び1列
(客席・乗降口・運転席)	
① 客席シート	ハイバック固定式シート、トリコット張り、背面グリップ付、全席シートベルト付き、灰皿無
② 補助席	トリコット張り、全席シートベルト付き
③ バックアイカメラ&モニター(カラー)	あり
④ 荷物棚脱落防止	あり
⑤ デジタル時計	あり
⑥ 大型ルームミラー	あり
⑦ AM/FMラジオ(マイク付)	あり
⑧ ドライバー用荷物棚	あり
⑨ タコグラフ(1日用)	あり
⑩ 運転席リクライニング	あり
⑪ 運転席回転式サンバイザー	グレースモーク
⑫ バックミラーヒータ付	あり
⑬ 前ステップ照射灯	あり
⑭ マーカーランプ	あり

項 目	規 格
(通風・冷暖房)	
① 温水式ヒーター	寒冷地プレヒーター付、概ね14,000kcal以上
② 直結式オートクーラー	あり
③ デフロスター	あり
④ 天井換気扇	あり(1個以上)
⑤ 運転席窓・前扉ヒーター付	あり
⑥ ステップヒータ	あり
(安全対策)	
① ABS	あり
② 坂道発進補助装置	あり
③ エンジン火災警報装置	あり
④ エアサスペンション	あり
⑤ ドライブレコーダー	前後2カメラ:常時録画、衝撃録画マイクロSD(4GB以上)への常時記録(上書きタイプ)※シガーソケットからの電源供給は不可
⑥ ドライブレコーダー解析ソフト	なし
(内装)	
ステップ踏み板	アルミ張り、縁滑り止め
ステップ踏込板	ステンレス
(室外)	
バス塗装	デザインマークはシール対応 その他は通常塗装、別紙参考図面のとおり
文字記入	シール対応 正面、両側面に「酒田市スクールバス」 文字の大きさ:10cm×10cm、文字色:黒色
足回り錆止め塗装	あり
スクールバス表示板	マグネット式 4枚(1辺50cmの正三角形3枚、1辺30cmの正三角形1枚)
荷物入れトランク(ランプ付)	左側2スパン
スタッドレスタイヤ	6本(ホイール付き、スチール可) 現年度生産品で国内産製品に限る。
(シャーシ)	
パワーステアリング	あり
(その他、付属品)	
その他事項	平成28年排出ガス規制適合、寒冷地仕様
付属品	スペアタイヤ1本、タイヤチェーン1セット、標準工具、愛車セット フロアマット(運転席)、車輪止め、赤旗、三角表示板、消火器
現使用車引き取り	なし
自動車重量税	入札価格に含まない(契約額には含む)
自賠責保険料	入札価格に含まない(契約額には含む)
リサイクル料	入札価格に含まない(契約額には含む)
預かり法定費用	入札価格に含まない(契約額には含む)
その他の登録費用一式 ※公用のため自動車税及び取得税は免除	入札価格に含む
任意保険	不要
(参考品)	
メーカー、車名	いすゞガーラミオ ※同等品可



令和7年5月28日
建設部土木課作成

物品の取得について（除雪ドーザ）

除雪ドーザを追加及び更新し、取得することについて議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 取得の目的 | 除雪ドーザ（8 t 級・マルチプラウ）の購入 |
| 2 取得物品 | 除雪ドーザ 4 台 |
| 3 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 仮契約年月日 | 令和7年5月8日 |
| 5 仮契約金額 | 58, 114, 800 円（消費税、自賠責保険料含む） |
| 6 仮契約の相手方 | 酒田市広野字中曽美1番地1
コマツ山形株式会社 庄内支店
支店長 帯刀 洋喜 |
| 7 納入期限 | 令和8年3月31日 |

仮 契 約 書

1 契約の目的 除雪ドーザ（8 t 級・マルチプラウ）の購入

2 数量 4 台

3 契約金額 58, 114, 800 円

内訳	売買代金	52, 800, 000 円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	5, 280, 000 円
	自動車損害賠償責任保険料	34, 800 円

4 納入期限 令和8年3月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と コマツ山形株式会社 庄内支店 支店長 帯刀 洋喜 は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これをコマツ山形株式会社 庄内支店 支店長 帯刀 洋喜 が保有する。

令和7年5月8日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏 名 酒 田 市 長 矢 口 明 子

受注者 住所又は所在地 酒田市広野字中曽美1番地1

氏名又は名称 コマツ山形株式会社 庄内支店

代表者氏名 支 店 長 帯 刀 洋 喜

物品入札調書

9:00

第 242 号

1. 所 属 年 度 令和7年度 ✓
2. 入 札 年 月 日 令和7年5月8日 執行 ✓
3. 名 称 除雪ドーザ(8t級・マルチブラウ)の購入 ✓
4. 納 品 場 所 酒田市浜松町地内土木課防災保安施設 ✓
5. 執 行 者 契約検査課長 佐々木 豪
6. 執 行 立 会 者 主事 城戸 克哉 ✓

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする(円未満切捨て)

8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	コマツ山形㈱ 庄内支店 支店長 笹刀 洋喜 TEL 91-1533	52,800,000	決定		
2.	日本キャタビラー合同会社 酒田営業所 所長 村上 祐一 TEL 31-4522	53,600,000			
予定価格 (消費税増額及び地方消費税額を含まず。)					円

本件は、酒田市議会の議決（可決）が
あった後に、正規の契約を締結する
ものです。



※ 過年度に納入された同型機種（除雪ドーザ(8t級・マルチプラウ)）

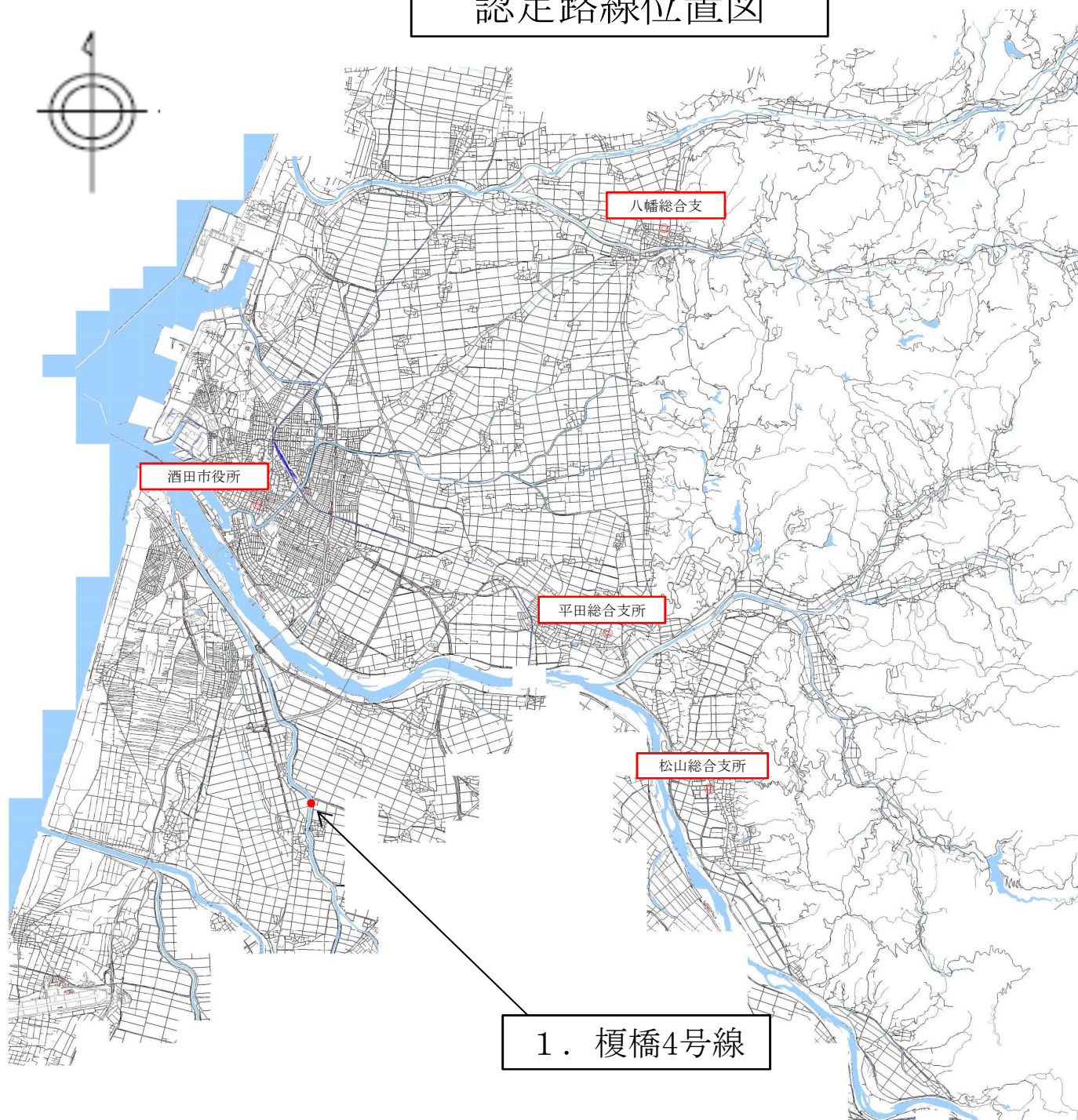
酒田市道路線の認定について

認定路線調書

単位:m

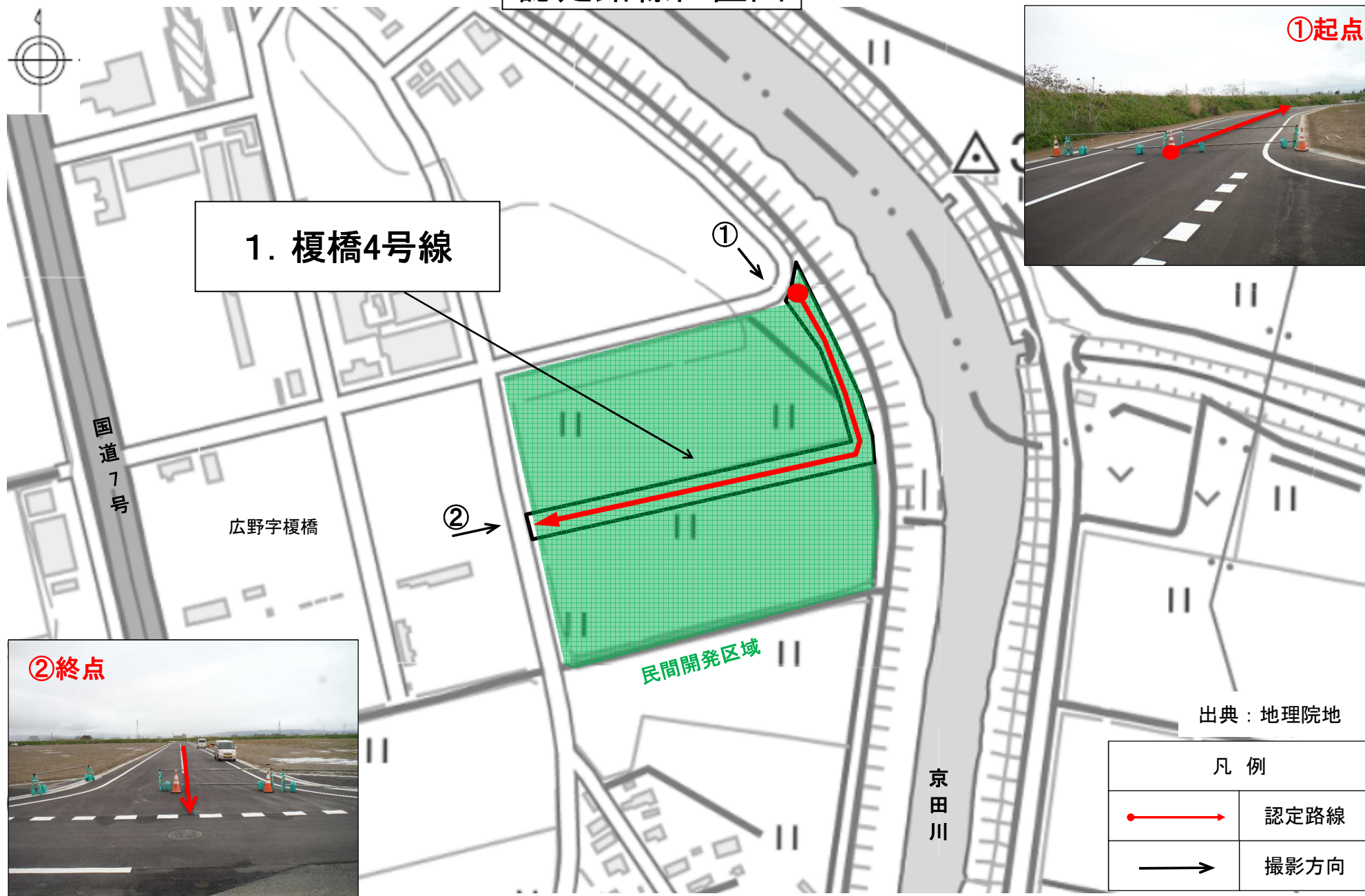
番号	路線名	起点	終点	総延長	重用延長	実延長	実延長内訳		幅員	適要
							道路	橋梁		
1	榎橋4号線	広野新田字川端割15-3	広野字榎橋11-3	333.0	0.0	333.0	333.0	0.0	9.0~21.0	
				333.0	0.0	333.0	333.0	0.0		

認定路線位置図



認定路線位置図

令和7年5月28日
建設部土木課作成



令和 7 年 5 月 2 8 日
上下水道部管理課作成

庄内広域水道企業団の設立について

1 要 旨

水道事業の経営に関する事務を共同処理する庄内広域水道企業団の設立に関し、その規約を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項の規定により、本市、鶴岡市及び庄内町（以下「構成市町」という。）と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものです。

2 今後のスケジュール

令和 7 年 6 月 構成市町の議会へ提案

～構成市町の議会による議決後～

7 月 構成市町の長による企業団設立の協議

山形県知事に対して企業団設立許可申請

1 0 月 庄内広域水道企業団 設立許可

1 1 月 国土交通省に対して水道事業創設認可申請

1 2 月 各市町議会より企業団議員の選出

令和 8 年 2 月 第一回庄内広域水道企業団議会開催

3 月 水道事業創設認可

4 月 企業団による事業開始